

(別添2)

高松市美術館キャッシュレス決済導入事業公募選定基準

(表1) 評価項目

項目	配点
1 システム・機器等の評価 (1)システムの性能及び使いやすさ (2)機器等の性能及び使いやすさ (3)対応できる電子マネー・クレジットカードの種類 (4)各電子マネー・クレジットカードの加盟手続きの簡便さ	30
2 保守・管理体制 (1)システム・機器等の保守内容 (2)トラブル発生時の対応体制 (3)美術館職員への研修体制	30
3 運用に係る費用と入金方法 (1)システム・機器等の利用料金 (2)代理収納に係る手数料率 (3)代理収納した公金の取り扱い 市への全額入金が可能か、手数料等諸経費の別途請求が可能か	20
4 実績 (1)他自治体での導入実績 (2)経営状況の安定性	10
5 提出書類等 (1)提出書類について (2)プレゼンテーションについて	10
計	100

(表2) 評価の方法

加点項目に係る提案内容評価の意味合い (判断基準)	評価	得点化方法
・提案内容が当該評価項目についての十分な理解・認識があり、非常に的確 ・提案内容が非常に優れている	A	配点×1.00
・提案内容が当該評価項目についての十分な理解・認識があり、的確 ・提案内容が優れている	B	配点×0.80
・提案内容が当該評価項目についての十分な理解・認識があり、やや的確 ・提案内容がやや優れている	C	配点×0.60
・提案内容が当該評価項目についての理解・認識が認められる ・提案内容が標準的である	D	配点×0.40

<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容が当該評価項目についての理解・認識があまり認められない ・提案内容がやや劣っている 	E	配点×0.20
<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容が当該評価項目についての理解・認識があまり認められず、加点水準に達していない ・提案内容が劣っている 	F	配点×0.00

- ※1 (別表1)の項目を審査員3人で審査し、(別表2)の判断基準により評価します。
- ※2 ※1の評価を一人100点で、得点化方法により採点します。
- ※3 各審査員の合計を総合得点とし、総合得点が最も高い応募者を事業予定者として選定します。(満点300点)
- ※4 総合点が最も高い応募者が2者以上ある場合には、「1 システム・機器等の評価」の得点が高い応募者を、事業予定者として選定します。
- ※5 上記※4が同点の場合は、「2 保守・管理体制」の得点が高い応募者を、事業予定者として選定します。
- ※6 上記4・5とも同点の場合は、「契約監理課カウンタ見積箱への投函方式による見積合せに係るくじ要領」の例に従い、事業予定者として選定します。
- ※7 総合得点が150点以上の応募者がいない場合は、「事業予定者なし」とします。